

政令第二十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年三月二十三日とする。